

## ○太宰府市教育委員会会議規則

昭和46年10月21日

教委規則第23号

太宰府町教育委員会会議規則(昭和32年教委規則第9号)の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

### (会議の種類)

第2条 教育委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回招集する。

3 臨時会は、委員長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。

### (招集)

第3条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 会議の招集通知を行った後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

第4条 委員は、会議の招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに委員長に届け出なければならない。

### (会期及び日程)

第5条 会期及び日程は、委員長が会議にはかり定める。

2 会期は、招集の当日から起算する。

3 委員長は、会議にはかり会期を延長することができる。

### (会議の開閉)

第6条 開会及び閉会は、委員長が行う。

第7条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、委員長は、会議にはかつてこれを議題としなければならない。

### (動議及び討論)

第8条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、委員長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、委員長は先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。

第9条 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

### (採決)

第10条 委員長において論旨がつきたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。

らない。

2 委員長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。

第11条 修正の動議は、原案にさきだつて可否を決する。

2 修正の動議が数箇あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 すべての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

(会議の公開)

第12条 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事項その他の事項について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

2 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討議を行わないでその可否を決しなければならない。

3 会議の傍聴手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(平13教委規則6・全改)

(会議録)

第13条 会議の次第は、要領筆記によつて会議録に記載するものとする。

第14条 会議録は、委員長が事務局職員中より教育長の推せんする者を指名して、これを作成させる。

2 会議録には、委員長及びその会議において定めた委員1名が署名しなければならない。

第15条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席、欠席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除き、議事に参与した者の職氏名
- (4) 教育長等の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となつた動議及び動議を提出した者の氏名
- (7) 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- (8) 議決事項
- (9) その他委員長又は会議において必要と認めた事項

第16条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、委員長はこれを会議にはかつて決定する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年教委規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年9月1日から適用する。

附 則(平成13年教委規則第6号)

この規則は、平成14年1月11日から施行する。